

杜牧「昔事文皇帝三十二韻」について：その制作意図をめぐって

著者	高橋 未来
雑誌名	中国文化：研究と教育
巻	59
ページ	12-24
発行年	2001-06-23
URL	http://doi.org/10.15068/00150341

杜牧「昔事文皇帝三十二韻」について

——その制作意図をめぐって——

高橋 未来

一、前言

杜牧（八〇三〜八五二）の長編五言排律詩「昔事文皇帝三十二韻」〔樊川文集〕卷二。以下「昔」詩と略称す）は、杜牧が第十四代皇帝文宗（八〇九〜八四〇）。在位大和八二七〜八三五、開成八三六〜八四〇）に仕えた時代、とりわけ大和九年（八三五）春から秋にかけての短期間、監察御史として朝廷に勤めた体験を詠じたものである。大和九年十一月に鄭注・李訓の首謀による「甘露の変」が勃発し、その直前まで杜牧は、両者の抬頭する朝廷に勤務した。それから凡そ十年後、杜牧は睦州刺史（浙西觀察使管轄内、治所は建德県（現在の浙江省建德市））の在任中（武宗会昌六年〔八四六〕〜宣宗大中二年〔八四八〕）に当時を回顧し、杜牧の目を通して見た朝廷の様子を、自身の心情を込めて「昔」詩に詠じたのである。

ところで、現存の杜牧の別集『樊川文集』には、この中央勤務期間に著されたと推測される作品が見えない。更に後年の作品においても、鄭注・李訓に対する批判的言及はしばしばなされているものの、大和九年当時の杜牧の中央勤務体験それ自体を述べた作品は、「昔」詩及び五言古詩「李甘詩」（卷二）の二首を数えるのみなのである。

李甘（？〜八三九、字は和鼎）は、杜牧の科擧、制科の同期及第者³⁾であり、大和九年当時は侍御史として杜牧と共に朝廷にあり、御史台での杜牧の上司であった。その朝廷で李甘は、鄭注への抗議によって貶謫を受け、四年後の文宗の開成四年（八三九）に貶地で死去する。その際杜牧は追悼の意を込めて、李甘の貶謫の顛末を「李甘詩」に詠じた。しかし「李甘詩」には、鄭注・李訓と周圜の同僚の様子等を描きながらも、杜牧自身の態度、心情は見出しにくい。

以上から、「昔」詩は大和九年の中央勤務を杜牧自身の体験という視座から描いた、唯一の作品と見なすことができる。しかもそれが約十年という、長い沈黙の後に著された点が注目される。

従来の先行諸論において「昔」詩は、腐敗した政治を描き、そこに批判を込めた作品という側面を多く言及されてきた。⁽⁴⁾しかしながら仔細に検討してみると、それだけに止まらぬ問題がある。本稿では、杜牧が「昔」詩によって當時を語るまでの空白期間が持つ意味を明らかにしてみたい。

二、作品の時代背景

まず、大和年間の政治状況及び杜牧の中央勤務の経緯について、触れておきたい。

大和年間の朝廷では、文宗を擁立した王守澄を首領とする宦官勢力が専権を掌握し、他方で牛僧孺・李宗閔を領袖とする一派と李德裕・鄭覃の一派との抗争、いわゆる「牛李の党争」が展開される。大和五年（八三二）、文宗は宰相の宋申錫と共に宦官勢力の討伐を図るものの、王守澄と腹心の鄭注（？）⁽⁵⁾八三五、本の姓は魚、鄭は偽称）の計略によって失敗に終る。その後、鄭注と、同じく王守澄の傘下

の李訓（？）⁽⁶⁾八三五、字は子垂、はじめ名を仲言、字を子訓といった）とが、文宗に信任を得た。そこで両者は宦官勢力の内部分裂を図り、また牛李の領袖を地方刺史に降格した。更に大和九年九月、李訓の宰相就任後には、逆らう官僚に牛李の党派というレッテルを付して、自在に降格を決定するようになった。

同年十一月二十一日、李訓は朝廷において、「宮中の木に吉兆の徴である甘露が降りた」との虚言に託けて、宦官の一斉討伐を企てた。ところがその企ては事前に宦官に察知され、李訓・鄭注ほか計略に関与しなかった宰相をも含む大多数の官僚が、宦官配下の禁軍に殺害される結果となった。この一連の事変は、後に「甘露の変」と称される。

杜牧は大和二年（八二八）の進士科、及び制科登第後に、短期間中央勤務（弘文館校書郎・試左武衛兵曹參軍）に就くが、同年、招辟によって江西觀察使（江西省南昌市）に赴任する。以来約六年の間地方の幕職官を歴任し、大和九年春に監察御史の命を受けると、二度目の中央勤務に赴いた。

「甘露の変」に先立つ七月二十七日、⁽⁶⁾李甘は鄭注の宰相就任の噂に対し、その詔勅が出されたらそれを破ると抗議した。しかし翌日出された詔勅は無関係の内容であった

め、「崢嶸」として封州司馬に貶謫を受けた。杜牧はその一部始終を目の当たりにし、そのためすぐに病氣と称して洛陽の分司に転任したといわれている。⁷⁾

三、制作の意図—馮集梧説の再検討—

清の馮集梧は、「昔」詩の制作意図を次のように記す。⁸⁾

蓋為李中敏等笈也。(略)中敏因早上言鄭注之姦、而李甘以沮注入相、卒于貶所。又有李款、高元裕等、俱以取怒李訓、鄭注、為所斥逐。訓、注既誅而中敏等先後進用、故為追敘往事、以慶目前之遭。詩首言同為諫官、每懷嫉惡之心、繼極言訓、注之惡、有言者俱得罪以去、既遇英主昭雪、而已則仍滯外郡。

傍線を付した人物はみな、鄭注・李訓への抗議によつて貶謫された人物である。但し李甘以外は「甘露の変」で鄭注・李訓が失脚した翌年以降、文宗の開成年間(八三六〜八四〇)に中央復帰を遂げている。馮集梧はこの詩を杜牧が李中敏等のために笈したものの、すなわち彼らが鄭注・李訓に降格された往事を回顧し、そして現在の彼らの復帰を喜んだ詩と見なす。しかし杜牧自身は依然として地方刺史のままであった、それ故に、

語固引分自慰、意寒久抑求伸。本伝所云困躓不自振、

頗快快不平者、不其然与。

と述べる。「引分」は過失を自己に帰すること、「求伸」は貴顕の位を求めることである。詩中の語は、自分を責める一方で慰めてもおり、その胸中は、久しく抑制する一方で高官に就くことを望んでもいる、という。本伝(『新唐書』卷百六十六)に「官途に躓いて勢いなく、不満を懷いて悶々としていた」と記された様子は、実にその通りだと馮集梧は述べる。

しかし、馮説はなお幾つかの問題点を残している。第一に、馮集梧の指摘する「李中敏」等の存在が、詩中に見えない点である。第二に、本詩がなぜ睦州刺史の在任期に制作されたのか、それを著した杜牧の心中がどの様に「久抑求伸」であるかについて、具体的な指摘にまでは踏み込んでいない点である。

そこで、「昔」詩に基づきながら杜牧の睦州時代の状況を検討することにより、これら諸問題の考察を進めたい。

四、「昔」詩の検討

本詩は、大和九年当時の朝廷における杜牧及び周囲の様子を述べる前半部分(1〜44句)と、その十年後に睦州刺史の身にある現況を述べる後半部分(45〜64句)とからな

る。

昔事文皇帝三十二韻

1 昔事文皇帝 昔 文皇帝に事えしに

2 叨官在諫垣 官を叨たかりにして諫垣に在り

3 奏章為得地 奏章 地を得たりと為すも

4 齟齬負明恩 齟齬 明恩に負く

「文皇帝」は文宗を指すと思われる。詩の冒頭では、杜牧が文宗に仕えたことをいう。「在諫垣」とは、大和九年の監察御史就任を指している。当時杜牧は上疏が可能となり、政治への意欲を發揮し得る身ながらも思い切つて発言できず、君主の恩恵に応えられなかった、と述懐する。ついで、鄭注・李訓に対する自身の胸中を次のように記す。

5 金虎知難動 金虎 動かし難きを知り

6 毛鷲亦恥言 毛鷲まうじゆも亦た 言うを恥づ

7 撩頭雖欲吐 頭を撩して 吐かんと欲すと雖も

8 到口却成吞 口に到りては 却つて吞を成す

9 照胆常懸鏡 胆を照らさんとして常に鏡を懸くるも

10 窺天自戴盆 天を窺わんとして自ら盆を戴く

「金虎」(第5句)は、応劭撰『漢官儀』の「宮隣金虎者、

言小人在位、比周相進、与君為隣、貪求之德堅若金、讒謗

之言惡若虎也」(『文選』所収張衡「東京賦」、李善注所引)を踏まえ、君主の側近の小人物を喩える。ここでは鄭注・李訓を指している。両者の権勢を除去することは困難と悟り、僅かな抗議すらも恥じてしまった。両者に諫言せんとしても、いざとなると言葉を呑み込んでしまった、という。第9・10句では、朝廷内での悪事を明らかにすることを志し、君主に上疏しようとするも、発言せずに保身に務めてしまった、という。ここには、杜牧が両者の悪事を諷諫・上疏しようとする決意と、萎縮して躊躇する気持ちとの葛藤が表れている。ついでその当時の国家の状況を述べ

11 周鐘既窺榦 周鐘 既に窺榦

12 鯨陣亦癡痕 鯨陣 亦た癡痕

第11句は、『春秋左氏伝』昭公二十一年の条に、周の景王が無射の鐘を鑄造しようとした際、樂官が、音楽とは王が各地の風俗を窺て作るものであり、それが調和すれば心が安らぐが、今の音色は榦(大きすぎる)のために王の心疾を生じるだろうと予言したという逸話がみえる。ここでは、国家の乱れを表している。第12句は、劉邦に反逆した鯨布の陣営の如くに各地で反乱する藩鎮は、国家にとつて大きな被害だったという。ついでその様な国家の窮状と

は表面上相反する、朝廷内の穏やかな風景描写を挟み（13句、16句）、それと対照的な自身の心情を吐露する。

17 每慮号無告 毎に無告を号するを慮り

18 長憂駭不存 長に不存に駭くを憂う

19 随行唯踟躕 行に随う 唯だ踟躕ちゆうくせき

20 出語但寒暄 語を出す 但だ寒暄

常に窮状を訴えられないことを憂い、また不意に誹謗中傷に陥れられることを恐れていた。怯えながら同僚の一行に随い、交わす言葉は挨拶程度の支障ないものであった、という。その情けない自分と比べて同僚達は如何なる態度を示していたのかを、次に述べる。

21 宮省咽喉任 宮省 咽喉の任にして

22 戈矛羽衛屯 戈矛もて 羽衛 屯す

23 光塵皆影附 光塵 皆な影附し

24 車馬定西奔 車馬 定して西奔せり

三省六部（宮省）は政治の要所であり、羽林衛（禁軍）は武器を収めて屯していた。この朝廷の要たる役所の官僚と禁軍の兵士とは、一斉に鄭注・李訓等に追従してしまつた、という。その狂乱振りには以下に描かれる。

25 億万持衡 億万 持衡の備

26 鎗銖挾契論 鎗銖 挾契の論

27 堆時過北斗 堆みし時 北斗を過ぎ

28 積処滿西園 積みし処 西園に満つ

29 棹棹隨河溢 棹を接して 隨河溢れ

30 連蹄蜀棧刈 蹄を連ねて 蜀棧刈らる

31 漉空滄海水 滄海の水を漉さらい空しくし

32 搜尽卓王孫 卓王孫を搜し尽くす

「持衡」（第25句）は権力を掌握すること。買官には巨額の賄賂が必要であり、それがあれば人事の決定は僅かな議論で済んでしまう。その大金を積み上げると北斗星に届く程、西園を満たす程の膨大さであった。官僚達が鄭注・李訓等に賄賂を贈ろうと道に連なる様子は、隋・煬帝の築いた大運河が彼らの船によって溢れ、肥沃な蜀の地に通じる棧道が馬蹄によって抉られるかというほど。また官僚達は、大海を空にするが如くに豪華を尽くし、卓王孫のような富豪を探すのに奔走した、と述べる。ついで鄭注・李訓が文宗を巧みに騙す様子が描かれる。

33 闘巧猴雕刺 巧を闘わせて 猴 刺に雕り

34 誇趨索掛跟 趨を誇りて 索 跟に掛く

35 狐威仮白額 狐威 白額を仮り

36 梟嘯得黄昏 梟嘯 黄昏を得たり

第33句は、『韓非子』外儲説の、宋人（一説に衛人）が棘

刺の端きざに猴を彫ることができるとの空論で、燕王を騙したという逸話を踏まえる。第34句は、張衡「西京賦」中の、身軽な都廬の人が、綱を巧みに攀じ登る様子を踏まえる。つまり両句は、鄭注・李訓が巧みな弁術で文宗を騙す様子を喩えている。第35句は、『戦国策』楚策の「虎の威を借る狐」の故事を踏まえ、35・36句の両句は、両者が文宗の威光を笠に着て、人民を害する猛獣の白額びやくがくの如く、夜に鳴いて災いをもたらす梟せうの如くに、世に災いをもたらした、という。ついで朝廷全体の様子が描かれる。

37 馥馥芝蘭圃 馥馥たる芝蘭の圃

38 森森枳棘藩 森森たる枳棘の藩

39 吠声嗾国猯 吠声 国猯こくおを嗾そし

40 公議怯膺門 公議 膺門ようもんを怯おそく

41 竄逐諸丞相 竄逐されし諸丞相

42 蒼茫遠帝閭 蒼茫 帝閭ていりやうに遠し

43 一名為吉士 一たび名づけて吉士と為れば

44 誰免弔湘魂 誰か免れん 湘魂を弔うを

それまで善人や君子で溢れた朝廷は、悪人や小人物ばかりに変わった、という。「吠声」(第39句)は、『潜夫論』賢難に「一犬吠形、百犬吠声」とあり、盲従することである。「猯」は狂犬のこと。『春秋左氏伝』哀公十二年の条に

「国狗之瘞、無不噬也」(国狗の瘞くわうこうは、噬かまざる無きなり)とあり、国一番の名犬(国狗)が狂うとあたり構わず噛みつく、との意から、「国猯」とは人を甚だ害する者の喩えであろう。鄭注・李訓に盲従する者達は、更に賢士を害する輩を唆した。そこで公の議論では、後漢の李膺一門の如き清官からの弾劾を恐れて、彼らを遠ざけた。丞相達は貶謫されて、宮城から遠方の僻地にいる。このような朝廷では、賢士の評判が立つと、いつ貶謫された屈原を弔う賈誼のような境遇に陥るか分からない、という。

以下では、鄭注・李訓に追隨して朝廷全体が狂乱した文宗の治世が終わり、宣宗の治世に平和を取り戻した国家の状況を述べる。

45 間世英明主 間世 英明の主

46 中興道德尊 中興 道德の尊

47 崑崗憐積火 崑崗 積火を憐れみ

48 河漢注清源 河漢 清源に注ぐ

49 川口隄防決 川口 隄防 決し

50 陰車鬼怪掀 陰車 鬼怪 掀あぐ

51 重雲開朗照 重雲 朗照を開き

52 九地雪幽冤 九地 幽冤を雪ぐ

宣宗は長い混乱期を経て漸く現れた明君であり、道德によ

つて中興を築いた。そこで崑崙山は、その山中にあるとい
う善悪の区別なく焼く火の如くに皆殺された時代を悲し
み、天の川は黄河の水源に注ぐようになった、という。第
49句は『国語』周語の「防民之口、甚于防川」を踏まえ、
それまで抑圧されていた官僚の諫言が、堰を切った様に発
せられたとの意であろう。第50句は『易経』睽の「上九、
睽孤。見豕負塗、載鬼一車。先張之弧、後説之弧」を踏ま
えよう。上九は六三と応じるが容易には合わず、疑心によ
つて幽鬼が車に乗っている幻影を見るが、後に錯覚と分か
り親しくなるといふ。詩中では、人々が互いに疑心を懐い
た状態が晴れた、との意であろう。また重なりあう雲間か
ら光が射しこみ、地下で恨みを懐く冤罪者の罪が晴らされ
た、という。以下には、睦州刺史となつた杜牧の抱負を述
べる。

53 我実剛腸者 我は 実に剛腸の者

54 形甘短褐髡 形は甘んず 短褐と髡とに

55 曾絳触蠶尾 曾絳かて 蠶尾に触るるも

56 猶得凭熊軒 猶お得たり 熊軒に凭るを

私は剛直な気質であるが、今は剃髪に粗末な服の僧侶の如
き貧しい身に甘んじている、という。第55句「蠶尾」(人
を害するもの)は、李徳裕(七七八七〜八四九、字は文饒)を

指すと考えられる。黄州刺史以後、池州に続き睦州までの
三度の地方刺史勤務を、杜牧は李徳裕による左遷と認識し
ていた。⁽¹⁸⁾「熊軒」(第56句)は、漢代に諸侯が乗つた熊車と
同じで、ここでは睦州刺史の身分を指す。従つて55・56兩
句は、嘗て李徳裕に害され憂き目にあつたが、それでも地
方官たる身をしっかりと保持している、との意に解され
る。そして睦州での平穩な暮らしを述べて結びとする。

57 杜若芳洲翠 杜若 芳洲の翠

58 蔽光釣瀨喧 蔽光 釣瀨 喧し

59 溪山侵越角 溪山 越角を侵し

60 封壤尽呉根 封壤 呉根に尽く

61 客恨繁春細 客恨 春に繁りて細やかに

62 郷愁压思繁 郷愁 思いを压して繁たり

63 祝堯千万寿 祝す 堯の千万寿

64 再拜揖余罇 再拜して余罇を揖まん

杜若は中洲に青々と生え、自分はその昔蔽光が釣りをした
という瀨で、賑やかに釣りを楽しんでいる。ここ睦州の谷
と山は古の越国に迫り、国境は呉国に迫るといふ具合。客
地にある我が身には、春の季節に寂しさが連綿と続き、郷
愁は胸に熱く迫る。この地で聖君の長寿を祝い、再拜して
祝いの酒を飲もう、という。郷愁を懐きつつものどかな生

活の中で、君主による太平の世を称揚して結びとする。

詩全体の流れを要約すると、以下のようになろう。―文宗の治世には、杜牧は志を懐いて仕えようとしたものの、鄭注・李訓という権勢者、また周圜の阿諛追従する同僚の中で、意欲を發揮できなかった。しかし明君の治世が到来した今では、その恩恵によって自分は睦州刺史として平和に過ごしている。私は今でも剛直者である、さあ明君の治世を祝おう。嘗て杜牧は熱意を懐きながらも、混乱した政治状況の中では立派に務め得なかった。それにも拘わらず、君主の恩恵によって今では刺史の身分に甘んじることができなのだ、という構図が、この詩から浮かび上がってくる。

このように「昔」詩を観ると、改めて幾つかの問題点が認められる。まず、詩中には阿諛追従する同僚の姿が多く描かれるもの（21〜32句）、馮集梧の指摘する李甘・李中敏等、すなわち鄭注・李訓に異を唱えて気骨ある行動を示した同僚の存在は、詩中に見えない点である。とすれば馮氏の言う「友人の名誉回復を喜ぶ意図」は、「昔」詩の主要な制作意図と見なしてよいのだろうか。そもそも彼らが中央に復帰したのは、「甘露の変」直後の文宗の治世の間（開成年間八三五〜八四〇）である。本詩が著された時

期（八四六〜八四八）はそれから数年経っており、実際のところ彼らの名誉回復を祝う直接的な契機があったとは考えにくい。

また、詩の末尾（53〜64句）に、睦州での平穏な日々の中で刺史の職をしっかりと務める自身の姿が描かれる点にも注意を要する。実はこの任官期こそ、杜牧にとつて鬱積した思いを抱えた時期だったのである。

五、睦州刺史時代の作品

杜牧の睦州刺史の任官は、会昌二年（八四二）春に中央勤務（膳部・比部員外郎兼史館修撰）から黄州刺史（湖北省黄冈市）に赴任して以来、池州刺史（安徽省貴池市）に継ぐ三度目の地方刺史勤務にあたる。この睦州在任中及び後年の作品における睦州時代への言及には、自身が三度までも地方刺史に充てられたことへの強い不満が窺われる。

杜牧は、睦州刺史赴任及び離任の際に、自らを後漢の張綱（生卒年未詳、字は文紀）に擬える。張綱は、外戚として権勢を振う將軍を弾劾するも帝に聴き容れられず、逆に左遷された人物である。杜牧が池州から睦州赴任の行路で詠じた「新定途中」（卷三）には、「無端偶効張文紀、下杜郷園別五秋」（思いがけず張綱の処世をまねてしまったため

に、権力者に疎まれて地方刺史に充てられた。そうして故郷の杜曲を離れてから、もはや五年目の秋を迎えてしまった」と歎く。また睦州から帰京する際に詠じた「除官帰京睦州雨霽」(卷三)でも、次のようにいう。

悞曾公触尾 悞りて曾て 公尾に触るるも
不敢夜循牆 敢えて 夜 循牆せず
豈意籠飛鳥 豈に 籠の飛鳥の
還為錦帳郎 還りて錦帳郎と為るを意わん

浅深須揭厲 浅深 須く掲厲すべし

休更学張綱 更に張綱を学ぶを休めん

「悞曾公触尾 不敢夜循牆」(不注意のせいで、嘗て私は権力者に害されてしまったが、逃げ回ろうとはしなかった)との表現は、「昔」詩中の「曾經触蠶尾」(第55句)との関連を想起させる。この两句の「尾」は、李徳裕ないし李党を指すと考えられる。詩の末尾二句では、自分は臨機応変の処世術を学ばねばならない、これ以上張綱の様な生き方をまねるのは止めよう、と自戒する。また睦州任官中に、吏部尚書の高元裕に推挙を求めた書では、長年の地方刺史勤務の辛苦を次のように訴える。

三守僻左、七換星霜、拘擥莫伸、抑鬱誰訴。每遇時移

節換、家遠身孤、弔影自傷、向隅独立。將欲漁釣一壑、栖遲一丘、無易仕之田園、有仰食之骨肉。当道每歎、末路難循、進退唯難、憤悱無告。

〔上吏部高尚書狀〕(卷十六)

更に後年の書において、杜牧は睦州の地を極めて陰惨な地の如くに述懐する。

睦州治所、在万山之中、終日昏氣、侵染衰病、自量忝官已過、不敢率然請告、唯念滿歲、得保生還。

〔上周相公啓〕(卷十六)

万山環合、才千余家、夜有哭鳥、昼有毒霧、病無与医、饑不兼食、抑暗偏塞、行少臥多。逐者紛紛、焯軫相接、唯牧遠棄、其道益艱。〔祭周相公文〕(卷十四)

以上の詩文には、総じて長年の地方刺史勤務によって蓄積された苦渋と、またそれ故の睦州の地に対する杜牧の強い嫌悪感とが窺われる。このように睦州刺史への憤懣と「昔」詩に詠じられた充足感との間には、矛盾があるように思われる。杜牧は何故「昔」詩において、睦州の平穩を詠い、睦州刺史の職に対する意欲を述べるのか。

筆者は、杜牧が自薦の意図をもって、「昔」詩を著したのではないかと考える。すなわち、政情の変化に伴い、中央復帰を果たす可能性が生じた。そのため杜牧は「昔」詩

を高官に寄せて自身の意欲を示し、馮注の記す「求伸」すなわち貴顕の位への望みを述べたのではなからうか。ここで「昔」詩に中央復帰を果たした友人の姿が見えぬ点を考え合わせると、辻褄があおう。すなわち、気骨ある友人の姿を描けば、杜牧自身の不甲斐無さを際立たせることになり、自薦の表現として相応しくないからではないか。

六、杜牧の推挙

事実、杜牧はこの睦州刺史在任中に、吏部尚書の高元裕、宰相の白敏中⁽¹⁴⁾、刑部尚書の崔元式⁽¹⁵⁾といった高官に推挙を求める書を献上し、中央復帰の機会を模索し続けた。そして大中二年八月、宰相周墀⁽¹⁷⁾（七九三〜八五一、字は徳升）の助力によって、杜牧は司勳員外郎・史館修撰に就任し中央復帰を果たす。その経緯については、後に杜牧が周墀へ宛てた謝辞によって明らかである。

伏奉三月八日勅、除尚書司勳員外郎、史館修撰、承命榮懼、啓所無地。（略）不意相公拔自汚泥、昇於霄漢、却斥斥錮、令廁班行、仍授名曹、帖以重職。当受震駭、神魂飛揚、撫己自驚、喜過成泣、藥肉白骨、香返遊魂、言於重恩、無以過此。「上周相公啓」（前出）

文中では、大仰なまでの表現で中央復帰したことの感激を

述べる。それは大中五年（八五一）周墀死去の際の祭文において同様である。

相公憐憫、極力掀拔、爰及作相、首取西帰、授之名曹、帖以重職。虢国太子、絳市謀人、死而復生、未足為喩。「祭周相公文」（前出）

「虢国太子」とは『史記』扁鵲列伝に、名医の扁鵲が虢国に立ち寄った際に、死後間もない太子を蘇生させたとの逸話がみえる。「絳市謀人」とは『春秋左氏伝』宣公八年の条に、晋の人が秦のスパイを捕らえて都の絳で処刑するが、六日後に蘇生したとの逸話がみえる。以上を踏まえると、文中では、官僚として死人の境地にあつた自分を周墀が蘇生してくれたことに擬えたと思なされる。この様に杜牧は、周墀が自分を推挙したことへの深い謝意を示すのである。

ところでこの杜牧の中央復帰は、当時の政治的背景と関わりがあるのではないか。武宗朝から宣宗朝への交替によって、宰相の李徳裕が降格（江陵尹・荆南節度使）され、それと入れ替わるように牛党の白敏中が宰相に就任した。以後多くの牛党の者が中央復帰する中で、牛党と目される周墀も同様に、大中元年六月に鄭滑節度使より中央復帰（兵部侍郎・判度支）し、更に大中二年五月宰相に就任し

た。杜牧が自身の地方刺史任官を李徳裕による左遷と見なすならば、李徳裕の左遷は中央復帰を果たす好機であつたらう。杜牧はこの時期を意識して、周墀ら高官に推挙を求めたのではなからうか。従つて「昔」詩も、その自薦文の一環として発せられたと考えるのである。

七、自薦文としての五言排律

「昔」詩に用いられた詩型は、五言排律である。この五言排律は、厳しい韻律上の制約や典故表現を用いるため、科挙の試帖詩に用いられたことから分かるように、自身の修辭的技量を示すのに適した詩型であつた。

杜牧が意図的にこの詩型を選んだとすれば、「昔」詩が自薦の意図によつて制作された可能性はより高いであろう。高い技量を要する排律を贈ることにより、己れの詩才を示しやすくなるわけである。まして換韻が許されぬ条件のもと三十二韻という長篇の制作は、一層高度な詩才を印象づける効果を持つ。しかも「昔」詩が、作者杜牧の個人的な回想録に止まらず、当時の社会状況について、典故を多用し歴史絵巻の如くに綴っている点にも留意すべきである。「通典」編纂者の歴史家杜佑を祖父に持ち、自らも史館修撰を歴任した杜牧に相応しく、「昔」詩は、歴史的

見識という点においても、才覚を示すのに格好の詩だったのである。

八、結語

以上、「昔」詩の制作意図について検討した。杜牧は大和九年に鄭注・李訓の抬頭する中央勤務を体験したが、その後凡そ十年の間、沈黙を守るが如く当時の自身の状況を詩文に示さなかつた。しかし、不満を懐いた睦州刺史の任官期に宣宗の治世となり、武宗朝で権勢を振つた李徳裕が失脚すると、自身の中央復帰の可能性が生じた。そこで、長編の五言排律を用いて大和九年当時の中央勤務体験を「昔」詩に述べ、周墀或いは他の高官に献上したのであらう。詩中には、杜牧は朝廷への忠誠心を懐いたにも拘わらず、専権を掌握した鄭注・李訓と阿諛追従する同僚の中にあつて、意欲を發揮し得なかつた姿が描かれている。しかし明君によつて平和となつた今では、その恩恵に浴して睦州で平穩に、そしてしっかりと任務を果たす日々を過ごしていると述べる。このような表現には、平和な今こそ自身の変わらぬ政治への意欲を發揮できるのだという、いわば杜牧の推挙を求める意図がみえよう。それ故に杜牧は、沈黙したままの大和九年當時を初めて語つたのではなからう

か。事実、この詩が意図する自薦が功を奏したかの様に、杜牧はその後中央復帰を遂げたのである。

注

- (1) 『広韻』上平二十二元(魂・痕同用)の一韻到底格。
- (2) 本稿に引用する杜牧の詩文は、陳允吉校点『樊川文集』(中国古典文学叢書、上海古籍出版社、一九七八年九月)に拠り、引用の際には巻数のみ記すこととした。
- (3) 清・徐松撰『登科記考』大和二年賢良方正能直言極諫科の条に「科人第四等南卓、李甘、杜牧」とある。李甘は同『登科記考』によると長慶四年(八二四)の進士である。
- (4) 例えば趙懷德「論杜牧的詩」(陝西師範大学中文系編『全國唐詩討論會論文選』陝西人民出版社、一九八四年四月)、吳在慶「杜牧的政治思想」(『杜牧論稿』厦門大学出版社、一九九一年三月所収)等参照。
- (5) 『資治通鑑』卷二百四十五・唐紀六十一・文宗大和九年の条に「以訓、注皆囚王守澄以進、冀宦官不之疑、遂密以誠告之」と記す。
- (6) 「李甘詩」に、李甘が抗議を決意した日を「庚午」(二十七日)と記す。なお「李甘詩」に拠れば、李甘が貶謫を受けた日は「壬申」(二十九日)となるが、『旧唐書』文宗紀と『資治通鑑』大和九年七月の条には、「癸亥」(二十日)と記す。清・馮集梧注『樊川詩集注』の「李甘詩」題下注は、「李甘詩」に拠

って正すべきと述べる。

- (7) 繆鉞『杜牧年譜』(人民文学出版社、一九八〇年九月。後に『杜牧年譜』河北教育出版社、一九九九年一月に再録。以下『年譜』と略称す)三十五頁に、「秋七月、侍御史李甘因反对鄭注、李訓、被貶為封州司馬、杜牧即移疾、分司東都」と記す。その論拠として『新唐書』卷百六十六杜牧伝の「擢監察御史、移疾分司東都」を引く。
- (8) 『樊川詩集注』(中国古典文学叢書、上海古籍出版社、一九六二年九月)百七十二頁参照。
- (9) 李中敏は、新旧『唐書』に、鄭注・李訓の失脚後に司勳員外郎に召されたとの記事が見える。その時期は明らかではないが、宋・王溥撰『唐会要』卷五十五甄の条に「開成三年八月諫議大夫知甄使事李中敏奏」との記事が見え、開成年間のこととわかる。李款は、『旧唐書』卷百七十一本伝に「開成中、累官至諫議大夫」とあり、高元裕は『旧唐書』卷百七十一本伝に「訓、注既誅、復徵為諫議大夫。開成三年充翰林侍講学士」とある。従つて以上の三者は開成年間に復帰したといえる。
- (10) 第11・12句の解釈について、前掲注(4)趙氏論文は「周鐘、在這里象征唐王朝。既窳穰、謂上下已經解体、百病叢生。鯨陳、指藩鎮叛乱・癩痕、指創傷沉重」と述べる。ここではこの説に従う。
- (11) 「主」がどの皇帝であるかについて、馮注では李德裕が武宗に献上した「仁聖文武至神大孝皇帝真容讚」を引き、注者不明の朝鮮刻本『樊川文集夾注』では「武宗皇帝」と注す。しかし

睦州時代の詩「寄内兄和州崔員外十二韻」(巻四)中の「共祝中興主、高歌唱太平」に言う「主」は、宣宗を指すと思われる。従つてここでは宣宗と見なす。

- (12) その言及例は、「祭周相公文」(巻十四)中の「会昌之政、柄者為誰。忿忍陰汚、多逐良善。牧夷忝幸、亦在遣中」、黄州任官期の「雪中書懷」(巻一)の「人才自朽下、棄去亦其宜」等。但し杜牧は李德裕に対して、黄州時代に「上李司徒相公論用兵書」(巻十二)、池州時代に「上李太尉論江賊書」(巻十一)、「上李太尉論北辺事啓」(巻十六)等の国策に関する上書を精力的に行つており、李德裕へ悪感情のみ懐いたと捉えることは無理があろう。両者の関係については、朱碧蓮「論杜牧与李李党争」(『文学遺産』一九八九年第二期)、王西平「杜牧与李李党争」(『陕西師大学報』哲学社会科学版、一九八五年第四期)等に見えろ。

- (13) 前掲注(12)朱氏論文、葛晓音「杜牧和他的詩歌」(『漢唐文学的嬗变』北京大学出版社、一九九〇年十一月所収。原載は『學術月刊』一九八一年第六期)等に言及がある。

- (14) 前出の「上吏部尚書状」。

- (15) 「上白相公啓」(巻十)。胡可先「杜牧研究叢稿」(人民文学出版社、一九九三年九月)三十頁参照。

- (16) 「上刑部崔尚書状」(巻十六)。胡可先注(15)前掲書十七頁参照。

- (17) 『年譜』七十頁参照。

- (18) 岑仲勉「玉谿生年譜会箋」平質」(『岑仲勉史学論文集』中

華書局、一九九〇年七月所収。原載は『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』第十五本一冊、一九四八年四月)は、「三月」を「正月」の誤りと推測する。一方『年譜』七十一頁では、「三月八日」を「八月三日」の誤りと推測する。ここでは『年譜』に従う。

- (19) 史書によつて異同が見られる。『新唐書』宰相表は正月己卯、同宣宗紀及び『資治通鑑』は五月己未、『旧唐書』宣宗紀は三月己酉と記す。杜牧の「唐故東川節度使檢校右僕射兼御史大夫贈司徒周公墓誌銘」(巻七)に「五月」と記すのに拠つて、ここでは五月とする。

- (20) 長編の五言排律を自薦の手段として制作した例は、杜甫にも見られる。松原朗「杜甫排律論考」長安期における長篇排律のころろみ」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊七輯、一九八一年三月)参照。

(筑波大学大学院)